

北しりべし廃棄物処理広域連合職員の育児休業等に関する規則

全部改正 平成 22 年 10 月 28 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び北しりべし廃棄物処理広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 22 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小樽市規則の準用)

第 2 条 条例の施行に関し必要な事項は、小樽市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年小樽市規則第 19 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。